

後退時通報装置に係る基準について（UN-R165 関係）

- 適用範囲

- 専ら乗用の用に供する自動車（車両総重量 3.5t 以下のものを除く）であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 超の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被けん引自動車を除く。）

- 基準の概要

- 大型車の後退時通報装置について、「後退時通報装置の協定規則（第 165 号）」の新規則案が、令和4年6月の国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において合意されたことを踏まえ、今般、国内基準の改正を行う。
- 新たに規定された技術要件の概要は以下のとおり。
 - ・ 原動機が起動している状態でシフトが後退に入れば自動で音を発すること。
 - ・ 通報音は“低”、“通常”、“高”の3つのレベルを定義し、“通常レベル”を必須とすること。
（低レベル：45～60dB、通常レベル：60～75dB、高レベル：80～95dB）
 - ・ 通報装置の一時停止機能は後退時車両直後確認装置（UN-R158）を備えている場合に限り設けることができる。
（一時停止機能は車両の再始動時に自動で解除されること。）

- 改正時期（予定）： 令和5年1月中旬
- 適用時期（予定）： 新 型 車 ： 令和7年1月
継続生産車 ： 令和9年1月